平成２７年（フ）第５号
広島県三次市南畑敷町441番地　特別養護老人ホーム水明園
債務者　行保満智子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第２８号
北海道室蘭市寿町２丁目８番３－101号
債務者　在田　　実
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
青森県八戸市吹上６丁目４番20号　藤覚荘１号室、前住所青森県五所川原市大字吹畑字藤巻34番地２　松島マンション206号
債務者　内田友香梨（旧姓今・乗田）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
福島県喜多方市松山町村松字上川原3521番地花見ＡＰ東側、住民票上の住所福島県喜多方市松山町鳥見山字下堰下4686番地３
債務者　齋藤　　巧
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１号
新潟県上越市南本町３丁目13番２－214号県営南本町住宅２棟214号
債務者　細井　伸一
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第４６号
静岡県富士市今泉3514－１－１　フローラヴェルテカトレア103、住民票上の住所静岡県富士市国久保２丁目11番16－203号　ＮＩＣＥＵＲＢＡＮ富士東館
債務者　佐野もり江
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１９８号
名古屋市港区春田野１丁目1901番地　グリーンハイツ和101号
債務者　栗原　龍雄
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９号
広島市西区古江新町17番７－101号
債務者　杉原　敏博
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５号
香川県高松市林町827番地２　レジデンス林Ｂ203
債務者　前田雄一朗
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３号
香川県高松市新田町甲248番地５
債務者　井原　理嗣
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０７号
福岡市南区高木１丁目16番34号
債務者　山田　信治
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３４号
福岡市東区和白丘４丁目15番８号、前住所福岡市東区原田２丁目17番14―601号
債務者　富澤　　順
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４３号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目75番地１アーバンハウスＣ102号
債務者　荒巻　義子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５２号
福岡市西区福重３丁目28番21―205号、前住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―305号
債務者　青柳　和男
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５４号
福岡市博多区吉塚５丁目９番23号
債務者　林　　孝憲
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５６号
福岡県大野城市曙町２丁目４番１―301号西村ビル
債務者　平野　安枝
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部